

## (10) 感染防止対策加算についての疑義解釈

(問 40) A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算 1 を算定する医療機関は、A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算 2 を算定する医療機関が複数ある場合、それぞれの医療機関と個別にカンファレンスを開催しなければならないのか。

(答) 感染防止対策加算 2 を算定する複数の医療機関との合同でよい。

(問 41) A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算について、特別の関係にある医療機関が連携した場合も届出可能か。

(答) 可能である。

(問 42) A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算 1 の届出医療機関と 2 の届出医療機関の連携は、医療圏や都道府県を越えて連携している場合でも届出可能か。

(答) 医療圏や都道府県を越えている場合であっても、適切に連携することが可能であれば届出可能。

(問 43) A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算 2 は「当該保険医療機関の一般病床の数が 300 床以下を標準とする」とあるが、300 床以下とは、医療法の許可病床数をいうのか、診療報酬上の届出病床数をいうのか。

(答) 許可病床数をいう。なお、300 床以上であっても、A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算 2 の基準を満たしている場合、加算 2 の届出を行うことができる。

(問 44) 300 床未満の医療機関であっても A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算 1 を届け出ることのできるのか。

(答) 届出可能。

(問 45) A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算 1 の届出医療機関と 2 の届出医療機関が合同で開催するカンファレンスには、感染制御チームのメンバー全員が参加する必要があるか。

(答) 原則、感染制御チームを構成する各々の職種（医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師）が少なくともそれぞれ 1 名ずつ参加すること。

(問 46) A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算の施設基準にあるカンファレンスについては、インターネット、TV 会議システムや電話によるものでもよいか。

(答) 原則、直接対面で行う。

(問 47) 感染防止対策加算 1 の届出を行っている複数の医療機関及び当該医療機関と連携している感染防止対策加算 2 の届出を行っている医療機関が合同でカンファレンスを実施した場合、当該カンファレンスは施設基準に規定されているカンファレンスの主催及び参加回数に数えることができるのか。

(答) 原則として、1 回のカンファレンスについて、主催できる医療機関は 1 カ所に限る。ただし、市町村、保健所圏域、二次医療圏又は都道府県等の単位で、圏域内の感染防止対策加算 1 の届出を行っている複数の医療機関及び当該医療機関と連携している感染防止対策加算 2 の届出を行っている医療機関が合同で感染症情報の共有等に関するカンファレンスを実施した場合は、年 2 回に限り、感染防止対策加算 1 の届出を行っている医療

機関が開催する必要があるカンファレンスを主催したこととして数えることができる。なお、この場合のカンファレンスは、各医療機関における薬剤耐性菌等の検出状況、感染症患者の発生状況、院内感染対策の実施状況（アルコール製剤の使用量、感染経路別予防策の実施状況等）、抗菌薬の使用状況等の情報の共有及び意見交換を目的とするものであること。最新の知見を共有することも求められるが、単なる勉強会や講習会は認められない。また、各医療機関において、カンファレンスの内容がわかる文書及び参加した医療機関名及び参加者の一覧を保存しておくこと。

(問 48) A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算の感染防止対策地域連携加算について、複数の医療機関が 1 つの医療機関を評価した場合はどのように考えるのか。

(答) 複数の医療機関が 1 つの医療機関に赴いて感染防止対策に係る評価を行った場合は、評価を行った複数の医療機関について、いずれも施設基準に掲げる感染防止対策に係る評価を行った医療機関とみなされる。

◎出典

厚生労働省保険局医療課/平成 24 年 3 月 30 日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その 1)」より感染防止対策に関する項目のみを抜粋

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken15/dl/zimu2-1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken15/dl/zimu2-1.pdf)

12～14 頁目

なお、「疑義解釈資料の送付について(その 2)」(平成 24 年 4 月 20 日付事務連絡)、「疑義解釈資料の送付について(その 3)」(平成 24 年 4 月 27 日付事務連絡)、「疑義解釈資料の送付について(その 4)」(平成 24 年 5 月 18 日付事務連絡)には、感染防止対策に関する項目は掲載されていません。